

千葉県太陽光発電施設の規制に関する条例案要綱

1 目的

この条例の目的は、再生可能エネルギーの活用が地球温暖化対策において重要であることに鑑み、太陽光発電施設について、必要な規制を行うことにより、災害の発生を防止し、地域環境を保全するとともに、地域との共生を図ることとする。

2 定義

- (1) この条例において、「太陽光発電施設」とは、太陽光を電気に変換する施設（建築基準法第2条第1号に規定する建築物に設置するものを除く。）をいうこととする。
- (2) この条例において「施設管理計画」とは、太陽光発電施設の設置、維持管理及び廃止（以下「施設管理」という。）に関する計画をいうこととする。
- (3) この条例において「大規模太陽光発電施設」とは、その出力が1,000kW以上の太陽光発電施設をいうこととする。
- (4) この条例において「大規模太陽光発電施設の設置」とは、大規模太陽光発電施設の新設及び設備の増設により太陽光発電施設を大規模太陽光発電施設にすること（これらの行為に伴う木竹の伐採及び土地の形質の変更を含む。）をいうこととする。

3 責務

- (1) 太陽光発電施設を設置し、又は設置しようとする者は、関係法令を遵守するとともに、太陽光発電施設に関し、次に掲げる事項を行うよう努めなければならないこととする。
 - イ 災害発生の防止に必要な措置を講ずること。
 - ロ 地域環境の保全に必要な措置を講ずること。
 - ハ 周辺地域の住民に対し十分な情報の提供及び説明を行い、その理解を求め、並びに当該住民との良好な関係を築くことにより、地域と共生した太陽光発電施設の導入をすること。
- (2) 県は、太陽光発電施設に関し、災害発生の防止及び地域環境の保全に必要な措置が行われ、地域と共生したものの導入が図られるようにするための施策を総合的に推進する責務を有するとともに、市町村がその地域の実情に応じて、太陽光発電施設に関し、災害発生の防止及び地域環境の保全に必要な措置が行われ、地域と共生したものの導入が図られるようにするための施策を策定し、又は実施する場合にあっては、その施策の支援に努めることとする。

4 施設管理基準

- (1) 知事は、施設管理に関し、災害発生の防止及び地域環境の保全に必要な措置が行われ、地域と共生したものとなるようにするために必要な基準（以下「施設管理基準」という。）を定めることとする。

- (2) 施設管理基準は、太陽光発電施設の設置、維持管理及び廃止に関する事項について定めるものとし、設置に関する事項には、安全性の確保、地盤の安定の確保及び排水の処理、自然環境及び生活環境の保全、景観の保全に関することについて、それぞれ定めることとする。
- (3) 太陽光発電施設を設置し、又は設置しようとする者は、施設管理基準に従ってその施設管理をするよう努めなければならないこととする。

5 大規模太陽光発電施設の規制

- (1) 大規模太陽光発電施設を設置しようとする者は、(3)の許可の申請をするときは、あらかじめ、大規模太陽光発電施設の周辺地域の住民に対し、施設管理計画の案を周知するとともに、その意見を求めるため、説明会の開催その他の必要な措置を講じなければならないこととする。
- (2) (1)による住民の意見が述べられたときは、大規模太陽光発電施設の設置しようとする者は、その意見に対し誠実に回答しなければならないこととする。
- (3) 大規模太陽光発電施設を設置しようとする者は、知事の許可を受けなければならないこととする。
- (4) 知事は、(3)の許可（以下「設置許可」という。）の申請があった場合において、その申請が次の基準に適合しないと認めるとき又はその申請の手続がこの条例に違反していると認めるときは、許可をしてはならないこととする。
 - イ 施設管理計画が施設管理基準に適合するものであること。
 - ロ 申請者が施設管理計画に基づいて施設管理を的確に遂行するに足る経理的基礎及び技術的能力を有すること。
 - ハ 申請者が欠格事由に該当しないこと。
- (5) 知事は、設置許可をしたときは、当該設置許可に係る申請書に記載された事項の概要を公表することとする。
- (6) 設置許可を受けた者は、その内容を変更しようとするときは、軽微な変更を除き、知事の許可を受けなければならないこととする。
- (7) 設置許可を受けた者から大規模太陽光発電施設の譲受け又は借受けをしようとする者は、知事の許可を受けなければならないこととする。
- (8) 設置許可を受けた者について相続、合併又は分割があったときは、その旨を知事に届け出なければならないこととする。
- (9) 設置許可を受けた者は、施設管理計画に基づいて、施設の維持管理をしなければならないこととする。
- (10) 設置許可を受けた者は、施設管理計画の概要等を公表するとともに、施設の見やすい場所に標識を掲げなければならないこととする。
- (11) 設置許可を受けた者は、定期的に、維持管理の状況等を知事に報告しなければならないこととする。
- (12) 設置許可を受けた者は、大規模太陽光発電施設に損壊が生じ、又は地域環境の保全に支障が生じたときは、直ちに、その旨を知事に報告しなければならないこととする。

- (13) 設置許可を受けた者は、施設を廃止しようとするときは、その供用の廃止の30日前までに、施設を廃止するための措置の実施に関する計画を定め、知事に届け出なければならないこととする。

6 雑則

- (1) 指導及び助言、報告徴収、立入検査、勧告、措置命令、設置許可の取消し等について必要な規定を設けることとする。
- (2) 国及び地方公共団体が、大規模太陽光発電施設の設置等をするときは、知事に通知することとする。
- (3) 市町村が独自に太陽光発電施設に関する条例を制定し、又は制定しようとする場合にあっては、市町村の長は、この条例の規定の適用の除外を求める旨の申出をすることができることとする。

7 罰則

罰則について必要な規定を設けることとする。

8 附則

- (1) この条例は8（2）を除き、令和9年10月1日から施行することとする。
- (2) 条例の施行に当たり必要な準備行為を定めることとする。
- (3) 条例の施行の際現に設置され、又は設置（これに伴う木竹の伐採及び土地の形質の変更を含む。）に着手されている大規模太陽光発電施設（以下「既存施設」という。）の設置者は、当該既存施設の設置について、令和10年3月31日までに、知事に届け出なければならないこととする。
- (4) 既存施設の設置者は、（7）の重要な事項以外の事項を変更したときは、その旨を知事に届け出なければならないこととする。
- (5) 既存施設の設置者から施設を譲り受け、若しくは借り受けようとする者は、あらかじめ、その旨を知事に届け出なければならないこととする。
- (6) 既存施設の設置者について相続、合併又は分割があったときは、その旨を知事に届け出なければならないこととする。
- (7) 既存施設の設置者は、重要な事項を変更しようとするときは、知事の許可を受けなければならないこととする。
- (8) 罰則等について必要な規定を設けることとする。